

学 童 ク ラ ブ 指 導 事 務 手 引

稲 城 市 学 童 ク ラ ブ 部 会 作 成

令和 7 年 4 月改訂

目次

	ページ
学童クラブとは	1
学童クラブの概要	2
稲城市学童クラブ指導要領	3
稲城市学童クラブ指導要領の解説	5
趣 旨	5
指導指針	6
指導の内容	6
遊び指導	6
生活指導	6
学習活動の援助	7
健康管理・安全指導	7
指導計画	8
学校・保護者等との連絡その他	8
事故等発生の場合の対応	10
事故・ケガ等の発生した場合の対応フロー	11
アレルギー等救急搬送時対応フロー	12
Ⅰ．全国市長会市民総合賠償補償保険の手続き	13
Ⅱ．学校災害補償保険	13
Ⅲ．施設利用者障害保険	13
災害時・緊急時の対応	14
学校・学級閉鎖	16
遠足等の館外活動	16
安全対策・避難訓練の実施	16
学童クラブのあゆみ	17

学 童 ク ラ ブ と は

1960 年以降の高度経済成長による社会の急激な変化は、農村から都市への労働人口の流入をもたらし、家族構造の変化（大規模家族から核家族へ）、地域社会の変化（地域のつながりの希薄化）、及び女性の社会進出の増大等を生み出した。

学童クラブは、このような時代を背景に保育園を出て、小学校に入学した子どもの放課後の生活に不安を抱いた親から安心して働き続けられるようにとの要求が高まり、東京、大阪などの大都市を中心にいろいろな形態で作られてきた。

また、近年、少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下等、子どもを取り巻く環境は大きく変化してきている。そのため学童クラブは、小学校に就学し、保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象として、放課後から（土曜日・学校休日等の一日育成時は朝から）育成している。（平成 27 年度からは法改正により全学年が対象となった。）

学童クラブは、子どもにとって家庭、学校及び地域それぞれが果たしている機能的役割を活かしながら融合しているところであり、異年齢の集団で形成されている。この特性を活かし、ともに学び協力しながら自主的、自発的に生活する場であると同時に子どもの権利を守り、子どもが安心してくつろぎ、自由な気分になれる環境が保障された大切な場でもある。

学 童 ク ラ ブ の 概 要

(公設学童クラブ)

ク ラ ブ 名	所 在 地		電 話 F A X	受入定員	開設年月日
第二文化センター学童クラブ (平成26年度から民営化)	矢野口1780	第二文化センター内	379-9573 379-9574	40	S46. 4. 1
第一小学校学童クラブ (平成27年度から民営化)	東長沼956	第一小学校内	379-5606 同 上	91	H3. 4. 1
平尾小学校学童クラブ (令和3年度から民営化)	平尾3-1-3	平尾小学校敷地内	331-4700 同 上	90	S48. 4. 1
第二小学校学童クラブ (平成29年度から民営化)	坂浜590	第二小学校敷地内	331-5774 350-3668	40	S59. 4. 1
若葉台小学校学童クラブ (令和2年度から民営化)	若葉台4-5	若葉台小学校敷地内	331-9590 同 上	134	H11. 4. 1
第四文化センター学童クラブ (令和7年度から民営化)	東長沼271	第四文化センター内	401-6995 401-7025	40	S50. 8. 31
第四小学校学童クラブ	押立1250	第四小学校内	377-9076 同 上	40	S58. 4. 25
第六小学校学童クラブ	大丸2110	第六小学校内	378-8711 同 上	60	H18. 10. 1
向陽台小学校学童クラブ (令和4年度から民営化)	向陽台3-2	向陽台小学校敷地内	378-5990 401-7012	54	S63. 4. 1
城山小学校学童クラブ (令和6年度から民営化)	向陽台6-17	城山小学校内	401-6277 401-7513	60	H4. 4. 1
長峰小学校学童クラブ (令和3年度から民営化)	長峰2-8	長峰小学校敷地内	331-4151 350-3700	70	H7. 4. 1
南山小学校学童クラブ(民営)	矢野口3625	南山小学校敷地内	378-2287 同 上	160	H27. 4. 1
第三文化センター学童クラブ(民営) (令和5年度から民営化)	平尾1-20-5	第三文化センター内	350-3881 350-3882	30	R4. 4. 1

(民設民営学童クラブ)

学童クラブ 矢野口こどもクラブ	矢野口853-1	ハイブリッジ1階	377-0201 同 上	28	H23. 1. 4
学童クラブ 子どもの森	矢野口1761		379-8500 379-8501	55	H25. 4. 1
本郷学童クラブ(旧第二学童クラブ) (平成27年度から民営化)	東長沼2115-2	本郷保育園内	370-3200 370-3202	80	S47. 4. 1

稲 城 市 学 童 ク ラ ブ 指 導 要 領

1 趣 旨

この要領は、「稲城市学童クラブ設置条例施行規則」第9条第2項の規定に基づき、学童クラブ事業の運営にあたり、児童の指導上留意すべき必要な事項を定める。

2 指導指針

学童クラブの指導指針は、(1)遊び指導、(2)生活指導、(3)学習活動の援助、(4)健康管理・安全指導の四部門に分ける。しかし、これらは独立しているものではなく、それぞれ有機的な関連をもっているので、指導にあたっては、児童の生活全般にわたって配慮する必要がある。

3 指導の内容

(1) 遊び指導

遊びの指導は、児童が自発的に遊べる環境を整え、遊びを通して自主性・社会性・創造性を養いながら、心身ともに調和のとれた発達を促進するように計画し、個別的・集団的に指導する。

(2) 生活指導

生活指導は、児童が日常生活の中で、社会の一員として活動できるための人格の形成を目的として行われるものである。したがって、児童が将来健全な社会生活を営むうえに必要な基本的生活習慣、規律、道徳、社会性等の指導育成を行う。

(3) 学習活動の援助

学童クラブにおいては、児童が学校において習得すべき教科内容を直接指導するという立場ではなく、宿題・自習等の学習活動を行える環境を整備し、児童が自主的に学習する習慣を身に付けるよう必要な援助を行う。

(4) 健康管理・安全指導

児童は身体的に未成熟の状態にあり、自ら健康管理をする能力に欠けているので、運動その他によって身体の発育を促すとともに、絶えず児童の健康状態に十分注意をはらう。

交通事故、災害、誘拐等の危険防止については、日々の行動の中で指導を行い、児童の心身の安全の保持に努めるとともに、学校や地域社会との連携を密にし、児童の安全育成を図るようにする。

4 指導計画

児童の指導は、年間、月間の指導計画に基づいて実施し、常に体系的な

運営に努める。

5 学校・保護者等との連携その他

学童クラブの指導にあたっては、必要に応じ児童の健康や行動について、児童の保護者や学校の教職員と連絡を取り、児童の健全な成長を図るよう努める。

また、虐待の防止や秘密保持、苦情への対応にも努めなければならない。

6 諸記録及び関係書類

児童の入所に伴う記録並びに関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 児童台帳（規則第10条別紙第4号様式）
- (2) 育成日誌（規則第10条別紙第13号様式）

7 施行年月日

この要領は、平成13年4月1日

平成16年4月1日改正

平成23年4月1日改正

平成28年4月1日改正

稲 城 市 学 童 ク ラ ブ 指 導 要 領 の 解 説

1. 趣旨

この要領は、「稲城市学童クラブ設置条例施行規則」第9条第2項の規定に基づき、学童クラブ事業の運営にあたり、児童の指導上留意すべき必要な事項を定める。

「学童指導の目的」

小学校に就学し、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、一定時間組織的に指導し、その危険防止と健全育成を図るための事業を行い、福祉の向上を図る。

「指導上の基本的要件」

(1) 家庭的な雰囲気と暖かい環境づくり

「ただいま」と登所してきた時、「おかえり」と迎え、何でも話せる安らぎの中で信頼関係をつくり、一人ひとりの要求に応えられるようにする。また、子どもたちの生活や遊びが十分に繰り広げられる環境をつくり、安心できる居場所を見つけだせるようにしていく。

(2) 一人ひとりの児童を具体的に理解すること

子どもの人格を認め、子どもを取り巻く環境と状況を把握したうえで、一人ひとりと向かい合う。子どもたちの心が十分に広げられ、集団の中で個性を出せるよう、ともに過ごしていくことが大切である。

(3) 児童の健康管理と安全の保持

一人ひとりの子どもの健康状態を把握し、適切な判断で対応していくことが大切である。危険防止と安全においては、育成室等の環境整備とともに子どもの動きや存在を常に確認しながら、安全に遊べる場を作り出していくことが必要である。

(4) 社会適応性の助長

学童クラブの生活の中で、子どもたち自身が具体的な活動や体験をとおして、身近な社会に関心を持ち必要な生活習慣を身に付け、自分自身や自分の生活について考えさせていく必要がある。そして集団生活をより快適にするためにルールをつくり、守り、注意されていることを正しく認識し、他人の行動に対して正しく判断できるようにしていく。

このような生活の実践の中で、自主的に放課後の生活を作り出していく力や遊び道具・手段を力にして、地域社会との関わりを持っていけるように応用力を身につけることが大切である。

(5) 家庭や学校などとの連携

学童クラブは、保護者・児童・支援員がともに育っていく場である。

支援員と保護者は、子どもたちの家庭での姿、学童クラブでの姿を相互で把握するとともに、育成の指導方針や将来的な見通しを話し合えるような関係にしていくことが大切である。また、学校などとの連携も必要である。

2. 指導指針

学童クラブの指導指針は、(1) 遊び指導、(2) 生活指導、(3) 学習活動の援助、(4) 健康管理・安全指導の4部門に分ける。しかし、これらは独立しているものではなく、それぞれ有機的な関連を持っているので、指導に当たっては、児童の生活全般にわたって配慮する必要がある。

なお、障害のある子どもについては、以下に述べる指導内容等によらず個別に指導等を必要とする場合があるが、差別することなく子ども同士が生活を通して共に成長できるよう育成支援を行う。

3. 指導内容

(1) 遊び指導

遊び指導は、児童が自発的に遊べる環境を整え、遊びを通しての自主性・社会性・創造性を養いながら心身ともに調和のとれた発達を促進するように計画し、個別的・集団的に指導する。

「留意点」

- ① こどもの集団ができあがるまでは、支援員が遊びの中心的な役割を担い、遊びの術を教えていく。それらの遊びは奥行きがあり、一つの技術の熟練にむけて工夫や練習が継続するような遊びを子どもたちに伝えていく。
- ② それぞれの学年として十分に遊びができるような環境設定が必要である。
- ③ 子どもと一緒に支援員が楽しさやおもしろさを共有できるようにしていき、それを子どもたちが自分たち自身で遊びを変化させたり、発展させ、より深めていけるような遊び集団をつくる。
- ④ 遊べない子どもに対しては、子どもの気持ちにそって遊びのきっかけをつくり、仲間と一緒に過ごす楽しさ、遊びのすばらしさを教えていく。

(2) 生活指導

生活指導は、児童が日常生活の中で、社会の一員として活動できるための人格の形成を目的として行われるものである。したがって、児童が将来健全な社会生活を営む上に必要な基本的生活習慣、規律、道徳、社会性等の指導育成を行う。

「留意点」

- ① 生活や遊びを通して、友だちとの関係を円滑にするためには、どうすれば良いのかということを理解させながら、自分たちで決まりや約束をつくり守るようにしていく。
- ② 一人ひとりができたこと、考えたことを友だちや仲間の中で取り上げ、認めてあげて、自信をもって生活できるようにしていく。
- ③ グループ活動や行事への取り組みの中で、一人ひとりの役割や仕事に責任をもってやり遂げることにより、できた時の満足感が味わえる体験を多く持たせる。
- ④ 支援員は、常に整理整頓に心掛けた環境をつくり、気持ち良く生活できることを知らせていく。また、自分のもの、他人のもの、公共のものの区別ができ、正しい扱い方についても支援員は言葉掛けを繰り返すことによって、身に付くようにしていく。
- ⑤ 基本的な生活習慣等を身につけさせることへの援助及び自立に向けた支援を行う。

(3) 学習活動の援助

学童クラブにおいては、児童が学校において習得すべき教科内容を直接指導するという立場ではなく、宿題・自習等の学習活動を行える環境を整備し、児童が自主的に学習する習慣を身に付けるよう必要な援助を行う。

「留意点」

- ① 学童クラブでは、宿題・自習等をしたい子供に対して、学習しやすい環境の整備及び必要な援助を行う。(特例としては、夏休みなどに学習時間を設けているが、通常は家庭における宿題の整理程度とする。)
- ② 学童クラブでは、子どもが興味を持ったことに対し、疑問を投げかけたり、一緒に調べたり、考えたりして、子どもの興味を深め、子どもたちの世界を広げてあげることが大切である。

(4) 健康管理・安全指導

児童は身体的に未成熟の状態にあり、自ら健康管理をする能力に欠けているので、運動その他によって身体の発育を促すとともに、絶えず児童の健康状態に充分注意を払う。

交通事故、災害、誘拐等の危険防止については、日々の行動の中で指導を行い、児童の心身の安全保持に努めるとともに、学校や地域社会との連携を密にし、児童の安全育成を図るようにする。

「留意点」

- ① 手洗い、うがい等の衛生的習慣を身に付ける指導をする。
- ② 下水、排水、便所、汚物及びごみ処理等についての管理、室内の通風、採光、保温等の環境整備に努める。
- ③ 応急医薬品の準備、医療機関等への連絡先確認等適宜な措置を講じるよう努める。なお、職員の健康管理については、児童に常時接触するため、伝染病等の疾患について予防措置を講じる。
- ④ 日常生活の中で、安全に過ごす習慣を身に付けられるように普段から言葉掛けをする。
- ⑤ 日々の生活の中で、安全に過ごせるための指導を心掛ける。
 - ア．施設の点検、環境整備
 - イ．日常の子どもの行動を把握し、危険な行為に対して注意し、その危険性を理解させる。
 - ウ．子どもの行動には、常に支援員が全体を把握するよう努める。

4. 指導計画

児童の指導は、月間、年間の指導計画に基づいて実施し、常に体系的な運営に努める。

「留意点」

- ① 安全確保に留意する。
- ② 指導方針に沿うように活動を計画する。
- ③ 年齢にあったものを取り入れる。
- ④ 子どもの活動から生まれたものを大切にする。
- ⑤ 学期、季節、地域性を考慮する。
- ⑥ 計画が全てではなく、柔軟性を持たせる。

5. 学校・保護者等との連絡その他

学童クラブの指導に当たっては、必要に応じ児童の健康や行動について、児童の保護者や学校の教職員と連絡を取り、児童の健全な成長を図るよう努める。

「留意点」

- ① 個人面談では、子どもの生育歴、性格一般（長所・短所）、家庭での生活の様子、どういう子どもに育てていきたいかを聞いて共通理解を図る。
- ② 保護者会では、学童クラブでの子どもの様子を知らせたり、意見交換等を行い、支援員と保護者の意思疎通を図る。
- ③ より学童クラブを知ってもらうために「たより」を通じて、また、行事予定表や年間指導計画などを説明する事で、学童クラブの様子を知らせ、保護者との連携を図る。

- ④ よく子どもの様子を観察し、虐待の疑いがある場合は、学校や稲城市子ども家庭支援センターと連携を図り対応する。
- ⑤ 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た児童又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。
- ⑥ 保護者等からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応しなければならない。必要に応じて、児童青少年課と連携を図りながら対応する。

事 故 等 発 生 の 場 合 の 対 応

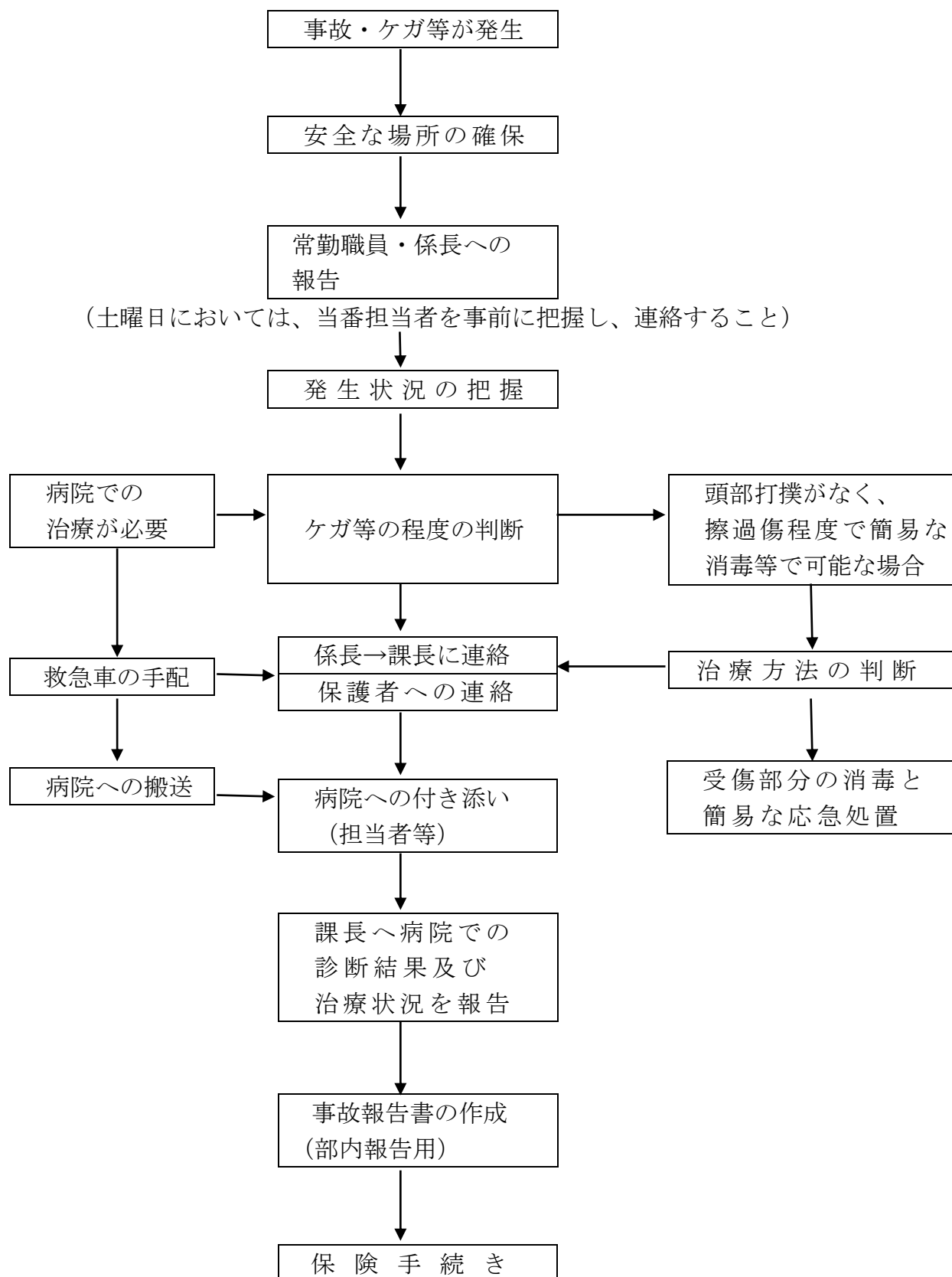
1. 基本的対応方針

児童が施設内において活動中にケガをしたり、事故等に遭遇しないように職員は、施設内の点検、使用する器具等の事前・事後の点検を励行しなければならない。

また、児童の指導を行う場合は、常に児童全体の状況を把握し、遊びやスペース等に注意を払い、状況によっては、遊びを中断させて危険行為があったその場で安全指導に努め、未然に事故の発生を防止しなければならない。しかしながら、突発的に児童がケガをしたり、事故等が発生した場合は、次の対応をとるものとする。

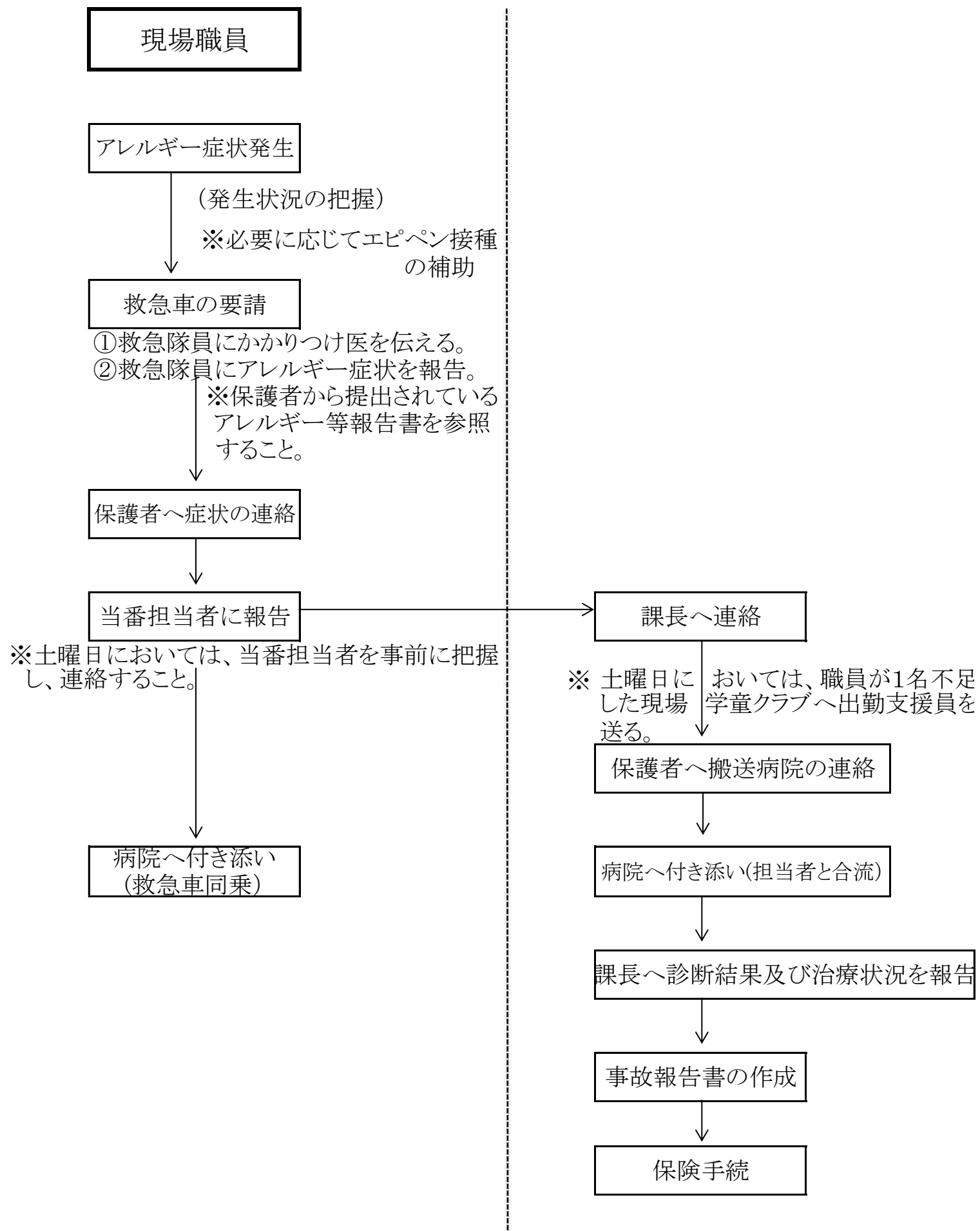
- (1) 育成活動中、児童が受傷した場合、極めて軽微な傷の場合（極めて軽微な擦過傷のみで、他に痛みを訴えていない場合及び頭部打撲の疑いがない場合）は、消毒及び応急手当を行う。
- (2) 受傷部位に頭部打撲の可能性がある場合は、打撲の程度に関わらず、市立病院等に搬送し、医師の診断を必ず受けること。
※ 頭部打撲の可能性がある場合、素人判断で医師の判断を受けなかった場合、後日、当該打撲に起因する発病があった場合、極めて重大かつ深刻な事態に発展する可能性が高い。
- (3) 児童が受傷し、病院に搬送する必要がある場合は、受傷の程度・部位に関わらず原則として、救急車を要請すること。庁用車等での搬送は原則として行わないこと。
※ 庁用車で病院へ搬送中に、交通事故等を起こしたり、渋滞等に巻き込まれ、受診が遅れ、結果として手遅れになった場合には、後日極めて重大な責任問題に発展する可能性が高い。
- (4) 施設内での児童の受傷または事故が発生した場合は、その程度等に関わらず、係長及び児童青少年課長に直ちに第一報を報告する。
- (5) 受傷した児童の保護者に対して、児童青少年課長と打ち合せた上で、事故発生の状況及び受傷後の治療処理の対応を説明するとともに、全国市長会市民総合賠償補償保険が適用されるケースの場合は、その内容を伝達すること。
- (6) 近年、食物アレルギーによる事故が報告されるようになったが、おやつ等により食物アレルギー症状が発生した場合は、東京都福祉保健局「食物アレルギー緊急対応マニュアル」に準じて対処すること。
- (7) 事故発生の翌日以降早期に、事故発生報告書（部内報告用）を作成し、正式に報告すること。

事故・ケガ等が発生した場合の対応フロー



アレルギー等救急搬送時対応フロー

※アレルギー症状への対応は、東京都福祉保健局「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を参照



- | | |
|-------------------------|------------------|
| ・都立小児医療センター(ER救急救命センター) | TEL:042(300)5111 |
| ・稲城市立病院(二次救急) | TEL:042(377)0931 |
| ・日本医科大学多摩永山病院(三次救急) | TEL:042(371)2111 |

I 全国市長会市民総合賠償保障保険の手続き

○ この保険は、学童クラブの登所・降所を除く、全施設と事業が対象となる。

1. 事故発生時の必要書類

・ 児童青少年課に連絡し書類を受け取る

①事故報告書（保険用） ②同意書 ③入院・通院申告書 ④保険金請求書

⑤個人情報の取り扱いに関する同意書

2. 手続きの開始

・ 学童クラブが①事故報告書、②同意書を保護者とともに作成し、直ちに児童青少年課児童館・学童クラブ係経由で総務部総務契約課へ提出する。

3. 完治、退院

・ 学童クラブが③入院・通院申告書、④保険金請求書、⑤個人情報の取り扱いに関する同意書を保護者から受け取り、児童青少年課児童館・学童クラブ係経由で総務部総務契約課へ提出する。

4. 支払い

・ 支払いの案内が児童青少年課経由で学童クラブに行く。保護者へも市長会から別便でお知らせがいく。

※ 補償金額

・ 死亡：500万円

・ 後遺障害：20万円～500万円

・ 入院：入院日数に応じ1～15万円

・ 通院：通院日数に応じ5千～6万円（通院日数1～5日は5千円）

II 学校災害補償保険

○ 学童クラブの登所・降所時（学校が休校時を除く）が対象となる。

1. 手続き：教育部学務課に問い合わせる。

III 施設利用者傷害保険

○ 学校が休校時の学童クラブへの登所・降所時が対象となる。

1. 手続き：児童青少年課児童館・学童クラブ係に問い合わせる。

災 害 時 ・ 緊 急 時 の 対 応

1. 保護者への連絡等

- (1) 可能な範囲で保護者へ伝達を行う。
- (2) 通信の混雑・途絶等により連絡できない場合もあるので、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報を得るようにする。
- (3) 児童の引き取りをお願いする判断をした場合は、保護者、代理人（保護者からの依頼を受けた方であって、原則として緊急連絡カードに記載された方。以下同じ。）の引き取りがあるまで学童クラブで児童を預かる。
- (4) 保護者には、稲城市が提供する「メール配信サービス」にできるだけ登録していただき、災害情報等を適時受信して緊急時に備えてもらう。

2. 台風・暴風雨・大雨・大雪その他

(1) 開所中に警報が発令された場合

原則として育成を継続するが、状況に応じて育成時間中であっても保護者に引取りをお願いする場合がある。保護者が児童を引き取りに来られない場合は、代理人に帰宅先を確認の上、引き渡す。

(2) 開所中に台風・大雪等が襲来した場合

直ちに保護者に連絡を取り、保護者に児童の引き取りをお願いする。保護者が児童を引き取りに来られない場合は、代理人に帰宅先を確認の上、引き渡す。

(3) 開所前に台風・大雪等の襲来の恐れがある場合

①通常時（学校の授業がある日）

朝の登校時に、台風や大雪等で学校が休校の措置を取った場合、学童クラブも閉所とする。ただし、学校が授業開始時間を遅らせて開校する場合は、放課後、台風等の状況により育成が可能と判断した時点で開所の体制をとる。

②学校休業中の一日育成時

児童の登所が困難だと判断される場合は、原則、前日に保護者に連絡し、休所又は開所時間を遅らせることとなる。

3. 地震

地震災害については、原則として市が定める防災計画に基づき対応を行います。学童クラブ育成中に地震が発生した場合は、以下を目安として対応します。

① 震度3以下の場合

育成を続行します。市内外の被災状況を確認して電話・交通網・ライフラインに問題がない場合は、通常通りの降所とする。

② 震度 4 ～ 震度 5 弱の場合

市内外の被災状況を確認し、電話・交通網・ライフラインに不安がある場合は、保護者に連絡をとり、引き取りをお願いします。保護者が引き取りに来られない場合は、保護者から代理人（原則として緊急連絡カードに記載された方）に連絡し、引き取渡す。

※ 通信が混雑・途絶している場合には、連絡が取れない場合がある。その場合は、保護者の判断により、保護者又は代理人の引き取りをお願いします。

③ 震度 5 強以上の場合

保護者又は代理人は速やかに児童の引き取りをお願いします。

※ 通信が混雑・途絶し、連絡が取れない可能性が高い。

※ 避難所が設営された場合は、待機場所は学童クラブから避難所に移動することがある。その場合は学童クラブ入口に待機場所を掲示する。

4. 災害による帰宅困難者の発生時

公共交通機関の運行停止により保護者が帰宅困難となることにより、児童が降所後も長時間にわたり保護者の監護を受けられない状態が想定されるときは、保護者もしくは代理人の引き取りまで学童クラブ等で預かる。保護者又は代理人（原則として緊急連絡カードに記載された方）の引き取りをお願いします。

※ 避難所が設営された場合は、待機場所は学童クラブから避難所に移動することがある。その場合は、学童クラブ入口に待機場所を掲示する。

5. 光化学スモッグ学校情報・注意報・警報が発令された場合

室内で活動させる。

学 校 ・ 学 級 閉 鎖

学校・学級閉鎖は、疾病予防の観点から行うもので、閉鎖により短期に蔓延を防止するものであり、閉鎖中の学校、学級児童を学童クラブで預かるのはこの主旨に反することになる。したがって、閉鎖中は当該児童が健康、良好な状況であっても、原則は預からない。

遠 足 等 の 館 外 活 動

実施場所については、限定しないが、児童の学年等を考慮し、児童の負担とならないことと、事故対応可能な範囲が適切である。概ね目的地までの所要時間が往復２時間、現地での行動時間が４時間とし、計６時間以内が考えられる範囲である。これ以上の計画をする場合は係長、課長との協議が必要となる。その場合、実施目的、効果等、十分相互に理解できることが前提となる。また、実施に当たっては、实地踏査を十分行い、安全性を確認することが大切である。

安 全 対 策 ・ 避 難 訓 練 の 実 施

防災・防犯対策について、年間指導計画の中に位置づけ、定期的に避難訓練を必ず実施する。

稲 城 市 学 童 ク ラ ブ の あ ゆ み

昭和 4 5 年：学童クラブ開設の市民運動が高まる。

4 6 年：第一学童クラブ、第一小学校内（東長沼）に開所する。

4 7 年：第二学童クラブ、第一児童館内（東長沼）に開所する。

4 8 年：第三学童クラブ、平尾住宅集会所（平尾）に開所する。

第一学童クラブ、第一小学校内（東長沼）に開所する。「プレハブ」

第三学童クラブ、第五小学校校庭に移転する。「プレハブ」

5 0 年：第一学童クラブ、第二文化センター内（矢野口）に移転する。

第四学童クラブ、矢野口ちびっこ広場（矢野口）に開所する。

5 2 年：福祉事務所から委任条項により教育委員会文化センター課に運営のみ移行される。

5 4 年：第三学童クラブ、第三文化センター内（平尾）に移転する。

5 7 年：第二学童クラブ分室、第六小学校内（大丸）に 1 年間に臨時措置年として開所する。

5 8 年：第四学童クラブ、第四文化センター内（東長沼）に開所する。

矢野口の第四学童クラブは「第四学童クラブ分室」に改称する。

5 9 年：第二学童クラブ分室、第二小学校内（坂浜）に開所する。

6 0 年：第四学童クラブ分室、第四小学校内（押立）に移転する。

6 3 年：第二学童クラブ向陽台分室、向陽台小学校内（向陽台）に開所する。

平成 元年：第三学童クラブ分室、第五小学校内（平尾）に開所する。

第二学童クラブ向陽台分室、第五中学校内（向陽台）に移転する。

3 年：第一学童クラブ分室、第一小学校内（東長沼）に開所する。

第二学童クラブ向陽台分室、向陽台小学校敷地内に単独施設として移転する。

4 年：第二学童クラブ城山分室、城山小学校内（向陽台）に開所する。

7 年：第二学童クラブ長峰分室、長峰小学校内に開所する。

9 年：第二学童クラブ長峰分室、長峰小学校敷地内に単独施設として移転する。

1 1 年：第三学童クラブ若葉台分室、若葉台小学校内に開所する。

1 3 年：第三学童クラブ若葉台分室、若葉台小学校敷地内に単独施設として移転する。

1 4 年：第二学童クラブ長峰分室増築（13 年度工事）

第三学童クラブ分室、五小・八小統廃合により廃止。

1 5 年：第三学童クラブ、平尾小学校（旧五小）敷地内に単独施設として移転する。

第二学童クラブ向陽台分室、第二学童クラブ長峰分室、第三学童クラブ、第三学童クラブ若葉台分室が、それぞれ向陽台学童クラブ、長峰学童クラブ、平尾学童クラブ、若葉台学童クラブに名称変更

1 6 年：若葉台学童クラブ増築（15 年度工事）

1 8 年：第四学童クラブ第六小学校分室、第六小学校内に開所する。

2 1 年：第四学童クラブ第六小学校分室、増床する。（20 年度工事）

2 1 年：第四学童クラブ、9 月～22 年 2 月の間、大規模改修工事のため、第三小学校内に臨時育成室を設ける。22 年 3 月、第四文化センター内に戻る。

2 3 年：学童クラブ矢野口こどもクラブが、矢野口地区に開所する。（民設民営）

25年：学童クラブ子どもの森が、矢野口地区に開所する。（民設民営）

26年：第一学童クラブを、民営化する。（公設民営）

27年：法改正により、対象児童を6年生まで拡大。（条例制定）

南山小学校学童クラブが、南山小学校内（矢野口）に開所する。（公設民営）

第二学童クラブを民営化し、本郷学童クラブに名称変更。（民設民営）

第一学童クラブ分室を民営化し、第一小学校学童クラブに名称変更。（公設民営）

第一学童クラブを第二文化センター学童クラブに、第四学童クラブを第四文化センター学童クラブに、第二学童クラブ分室を第二小学校学童クラブに、第四学童クラブ分室を第四小学校学童クラブに、第四学童クラブ六小分室を第六小学校学童クラブに、向陽台学童クラブを向陽台小学校学童クラブに、第二学童クラブ城山分室を城山小学校学童クラブに、長峰学童クラブを長峰小学校学童クラブに、若葉台学童クラブを若葉台小学校学童クラブに、平尾学童クラブを平尾小学校学童クラブにそれぞれ名称変更。

29年：第二小学校学童クラブを、民営化する。（公設民営）

令和 2年：若葉台小学校学童クラブを、民営化する。（公設民営）

令和 3年：長峰小学校学童クラブ、平尾小学校学童クラブを、民営化する。（公設民営）

令和 4年：向陽台小学校学童クラブを、民営化する。（公設民営）

（仮称）平尾小学校学童クラブ分室、第三文化センター内に開所する。

令和 5年：（仮称）平尾小学校学童クラブ分室を第三文化センター学童クラブに名称変更、民営化する。（公設民営）

令和 6年：城山小学校学童クラブを、民営化する。（公設民営）

令和 7年：第四文化センター学童クラブを、民営化する。（公設民営）